

# 平成12年度着手の大学評価に関する意見 と大学評価・学位授与機構の対応について

平成14年8月  
大学評価・学位授与機構

## 平成12年度着手の大学評価に関する意見と 大学評価・学位授与機構の対応について

はじめに

大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）では、平成12年度着手の大学評価の評価結果を公表した後（平成14年3月）に、評価対象機関及び関係団体に対して機構の実施した大学評価全般に対する意見を照会しました。これは、回答のあった意見を機構の対応との関係でとりまとめたものであります。

意見は、評価の区分ごとに、特定の質問項目を設けずに自由記述の形式でお願いしました。寄せられた意見の中には、機構の評価が有意義であったといった肯定的なものもありましたが、問題点のご指摘も多数いただきました。また、機構の評価の原則とは大幅に異なる意見や、指摘点について平成13年度着手の評価で既に改善を施しているものもありました。

今回の意見の紹介では、各大学から寄せられた意見の記述を全体として内容的な漏れが無いように分類し、それぞれ分類の中から包括性のあるものを、下記（ ）から（ ）のとおりに整理し、その回答と併せ掲載しました。

意見の照会に対しご協力いただいた各機関等に深く感謝を申し上げますとともに、今後とも機構の行う評価にご理解いただきますようお願いいたします。

- ） 今回の評価についての肯定的な意見と判断したもの
- ） 平成13年度、14年度着手分の評価で改善を施しているもの
- ） 評価の内容・方法等についてより明確な説明が必要と判断したもの
- ） その他
  - 〔 ・ 法令等の制約により、機構自身で対応することが不可能なもの
  - 〔 ・ 試行的実施期間の状況を踏まえ検討を行うと判断したもの 等〕

（参考）意見照会実施機関等

実施機関等	実施時期	実施数	
		回答数	
評価対象機関 (国立98大学, 14大学共同利用機関)	平成14年4月	112	67
関係団体 〔 国立大学協会 公立大学協会 日本私立大学団体連合会 財団法人大学基準協会 文部科学省所轄並びに国立大学附置研究所長会議 大学共同利用機関所長懇談会 日本経済団体連合会 日本商工会議所 経済同友会 全国中小企業団体中央会 〕	平成14年6月	10	2

注) は、回答のあった団体

# 目 次

## 今回の評価についての肯定的な意見と判断したもの

- a 新しい時代の要請に沿ったものと高く評価できる。今後ともそれぞれの大学の構成員の意識改革と大学の価値に対する社会の理解が一層進むような方向で積極的に進めてほしい。・・・ 1
- b 各大学が設定した目的及び目標に則して評価するという現在の方針は今後も維持してほしい。・・・ 1
- c 今回の評価は、「大学の明確かつ具体的な目的・目標の設定に役立てる」という意味では大いに役立った。・・・ 1
- d 評価結果は妥当であった。・・・ 1
- e 具体的な目的、目標を定め、それに対する達成度を、根拠となる資料・データに基づき、実証的に評価する試みからは学ぶべきことも多くあり、良い経験となった。また、この機会をとらえて大学として教育の満足度や教育に対する期待等に関するアンケート調査を、学生のみでなく卒業（修了）生や卒業（修了）生の受入先に対して行ったことは有益であった。・・・ 1

## 平成13年度、14年度着手分の評価で改善を施しているもの

### 【全般的な事項】

- 1 過去5年間の活動から設定された目的・目標による達成度評価という今回の方法では、現在進行中の抜本的改組計画など、大学改革に関する各大学の取組のうち、最も本質的な部分が評価の対象から抜け落ちてしまうことになる。各大学の改革への取組、その実現に関する具体性などの点についても評価が及ぶべきである。・・・ 2
- 2 今回の大学評価は、「大学の設定した目的・目標に沿った評価」であるというふれこみであったが、実際には、「目的・目標はかくあるべし」という機構側の評価であったと思われる。このような評価において「大学の独自性」をどのように評価されるのかが不透明である。機構の評価チームがどのような客観的かつ透明な評価基準のもとで各大学の自己評価書を評価しているかを明確に開示し、その基準に基づき評価をしてほしい。・・・ 2
- 3 目的・目標（全学テーマ別評価における「とらえ方」）の整理が難しかった。実施要項の説明文が難解であり、もっと平易な表現法を工夫してほしい。また、「自己評価実施要項」と「評価実施手引書」とに重複した内容の記述が多く、両者の関係がわかりにくい。・・・ 2
- 4 自己評価書の作成に膨大な時間と労力を要するので、提出する根拠資料を重要と思われる資料に精選したり、共通的なことはある程度マニュアル化して、チェック項目を設けそれに回答すればよい形式にするなど、評価方法や実施方法について標準化簡便化に向け更なる工夫を願いたい。・・・ 3
- 5 追加資料を求める際の基準や理由を明らかにするとともに、評価に当たっては、具体的にどの資料に基づき評価したのか示すべきである。・・・ 3
- 6 ヒアリングにおいては、質問事項が評価者の関心のある事柄に集中する傾向があったり、改善の余地があると記述した部分についての質問が多く、評価されるべき活動等に関してはほとんど聞き取りがなかったため、ヒアリングに先立ち、評価内容の概要の「案」を大学側に示しておき、ヒアリング結果を反映させた「改定版」をその場で提示し、それをもとに意見聴取をするようにしてほしい。また、ヒアリング時の内容が評価結果に十分に反映されたかどうか疑問が残るので、評価結果概要について大学等が相談する時間が欲しい。・・・ 3
- 7 評価結果が4段階で示されることにより、4段階の水準のみに基づく大学間比較が行われる傾向が強く表れている。また、12年度着手分での4区分では、評価しづらいのではないかと考える。・・・ 3
- 8 機構の評価結果は大学等の自己評価の記述をそのままの追認形が多いが、自己評価の追認が多くなると、「目標を低く設定し、達成度の自己評価を高くした方が得である」ということになるので、機構側はもう少し独自の判断を加えるべきではなかったか。他方、目的・目標に即してその達成度を評価する形式にもかかわらず、評価員の基準（独断）によって一面的な評価がされていると思える評価結果がある。評価員の間で評価の基準・方法等についての共通認識が十分でないのではないかと。・・・ 4

- 9 各項目の水準の状況を表にして示す等の公表の方法は相対評価と誤解される問題がある  
で、公表の際には、今回の評価が目的・目標に対して「達成している、改善の余地もある、  
改善の必要がある、大幅な改善の必要がある」を指摘したものであるとの評価の趣旨につい  
て、特に報道のあり方については周知徹底願いたい。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

**【全学テーマ別評価に関する事項】**

- 10 同一年度で複数のテーマ評価は負担が大きいので、毎年度1テーマにするべき。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 11 目的及び目標の達成状況の項目の評価は、たとえば講座の聴講定員の充足率の観点など、  
取組そのものに対する評価が中心となっており、目的及び目標に即したものとなっていない。・・・・・・・・・・・・ 5

**【分野別教育評価に関する事項】**

- 12 「教育目的及び目標」の設定において、目的と目標の区別が不明確な点があった。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 13 平成11、12年度に大学院の整備（重点化）を行っており、今回の自己評価書には、重  
点化の際に再検討した教育目的・目標や教育内容・方法等を掲げたが、目的等は重点化後の  
もの、資料は重点化の前と後となり、用いた資料と、目的や教育内容等と必ずしも整合性が  
とれず、自己評価を行う際に苦慮した。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 14 評価項目「学生に対する支援」では、学習面以外に、生活面などは、全学的な取組もあり、  
学部・研究科に対する評価としては馴染まない点があった。また、これらの全学的な取組や、  
全学のセンターや他学部の協力を得て実施していることで教育上重要なことについて、自己  
評価書内での位置付けをどうすべきか不明確であったために、記載しなかったことも多い。  
今後は、このような事柄の位置付けを明確にして、被評価機関に伝えて欲しい。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 15 項目別評価の各項目の評価の観点に、「2）教育内容面での取組」と「3）教育方法及び  
成績評価面での取組」のように一部重複が見られ、それぞれについて記述のポイントを絞  
りにくい面があった。・・ 6
- 16 わずか2日間の訪問調査で、しかも数人の評価委員で、十分に自己評価を修正できるま  
での正確な評価ができるのか疑問が残る。現状の日数で行うとすれば、もっと焦点を絞る必要  
がある。  
卒業生への面接に関して、機構から定められた日時は、平日の午後であったが、卒業生  
（大学院生を除く）は、それぞれに職業を持っており、指定された時間帯に来学してもら  
うことには、多大なる無理がある。例えば土曜日、夕刻以降等に設定するなどの工夫を望みたい。  
また、細分化された各論部分に関する討論が多く、大学改革の展望等根幹部分に触れる討論  
が少なかった印象を受けた。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

**【分野別研究評価に関する事項】**

- 17 自己評価書の作成方法について、評価の観点、記載内容、分量等に関する明確な指示がな  
かったため、自己評価書の記載方法に差が出た。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 18 教官個人としての評価と、研究グループとしての評価が同時に行われるが、2重評価はど  
のような意味を持つかやや疑問である。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 19 研究水準に係る「卓越」、「優秀」、研究活動の独創性等に係る「極めて高い」、「高い」等、  
自己判定の基準が全く不明瞭であった。  
また、機構において行う判定において、領域間で評価基準が統一できていないため、「卓  
越」、「優秀」等の評価が常識的な範囲を超えて大きくばらついており、評価の妥当性に疑義  
を与える。数値が不完全な根拠のまま公表され、結果的に数値のみが一人歩きするのは、正  
常な学術の発展を妨げると危惧するので評価に先立ち、予め評価方法・基準を公表すべきで  
ある。・・ 7
- 20 研究活動判定票の作成に当たり、統一性を欠いた。評価対象業績とその根拠資料の種類と  
範囲を明文化すべきである。・・ 7
- 21 評価結果は、機構が設定した領域単位に示されており、組織（学科）としてまとまった評  
価がなされていない。・・ 7

22 「卓越」,「優秀」等が全研究者の割合で示されているが,全研究者の構成(教授何名,助教授,助手何名)が評価結果に書かれていないのは公平感に欠ける。若い助手が多い分野はそれだけ,「卓越」等の割合が減少するのは当然である。	8
23 社会貢献の捉え方(範囲など)を明瞭にすることが重要である。	8
24 各評価項目間で重複を避け,真に必要な評価項目に厳選すべきである。	8
25 教育と研究は密接に関連しているので,教育評価と研究評価は一体的に実施すべきである。	8
26 自然科学研究科においては,理・工・農系の同一専攻への乗り入れが多く行われており,一部の専攻を「理学系」として評価を行うことにはかなり無理が感じられた。学際性や総合性を理念に掲げて設置された新しい大学院研究科に適した評価体制の構築等,適切な措置をお願いしたい。	8

## 評価の内容・方法等についてより明確な説明が必要と判断したもの

### 【全般的な事項】

27 機構の評価は,目標の設定自体について枠を設けており,結果として画一的,形式的な評価に傾きやすい。評価基準を多元的にしたりするなどして,各大学あるいは部局毎の教育研究活動の特徴・特色を助長するよう配慮すべきである。また,単科大学・総合大学の一律評価は大学の画一化を招くのではないか。 大学の多様性,自主性を活かすため,取組の姿勢や独創性・発展性などを重視した評価を行うなど評価方法を検討してほしい。	9
28 各大学の歴史的経緯もあり,教官数,施設等といった大学間の資源の差も評価に当たって考慮すべきではないか。	9
29 大学が厳しく自己評価し,問題点を指摘した場合には,それがそのまま機構の評価で問題点として取り上げられ,低い評価につながった事例があり,大学が目的・目標を意欲的に高く掲げることで評価が相対的に低くなるとすれば,各大学とも達成可能な目標を設定することとなり,大学運営の消極化を招くのではないか。	9
30 評価チーム間の観点の統一が見られないので,今回のような評価を今後も継続するのであれば,大学間の比較が可能となるように一定の基準項目を設定すべきである。	9
31 「評価結果への意見申立」は,事実の誤認の場合だけでなく,見解の相違がある場合にも,申立を受け付けるように要望するとともに一度だけではなく,再度の申立制度や複数回やりとりができるようにしてほしい。 評価結果に納得しないままに最終的な公表が行われることとなった。評価の過程にさかのぼって評価の公正性について見直すとともに,「意見の申し立て」の制度自体も再検討をしていただきたい。	10
32 評価結果及び意見申し立てに関わる部分で,評価される側の作成した自己評価書について言及されて使われているにも関わらず,自己評価書自体は報告書に含まれていない。評価結果の妥当性を一般にも明らかにするために,各大学等の目的・目標を引用しつつ評価結果を記述するとともに報告書の構成を,自己評価書,機構による評価結果及び評価結果に対する評価される側の回答,という構成にされることが望ましい。	10
33 評価委員の人选の基準が見えないので,評価委員の選出法など評価の実施に関する事項の情報開示を行うべきである。	10

### 【全学テーマ別評価に関する事項】

34 評価対象の可能性があっても,各部局独自のものであったり,個人による取組が多いため,弾力的に対象となる取組・活動を設定できるようにしてほしい。	11
35 附属図書館の一般市民開放や公開講座など,全ての大学が共通で行っている取組が,目的及び目標に掲げられていなければ評価の対象となくなるとは問題である。	11
36 タイプの異なる全ての大学等に画一的にテーマを適用することは無理がある。	11
37 「全学」のとらえ方について,評価の過程において変更されると公正な評価はできない。	11

## 【分野別教育評価に関する事項】

- 38 教育プロセスは、数量的な評価資料としての具体化が困難である。数量的な評価資料によることが困難な教育プロセスへの配慮を十分に行わないと、教育評価が医学教育の画一化、職業教育化を進めることになりかねない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 39 教育の成果の達成状況は、分野にもよるが5年程度の短期間で計れない部分もあり、今後の検討をお願いしたい。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

## 【分野別研究評価に関する事項】

- 40 特徴的な研究に対する評価、研究の質に関する評価がなされていない。今後の活性化に繋がるような評価が必要である。卓越した研究者の割合が多い少ないだけでなく、大学としてのユニークさが世界レベルで発揮されているかどうか等も評価してほしい。・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 41 評価の対象は領域によらず過去5年間の研究となっているが、寿命が長い研究も少なくない。研究業績の評価方法については研究領域ごとの特性を考慮した上で行うことが必要である。・・・・・・・・ 1 2
- 42 教育・研究基盤が異なる外国を基準に評価するのはいかなるものか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 43 大学全体のアクティビティーの高低を「卓越」、「優秀」等の人数の割合で計ることは問題があるので、数値評価の結果を公表するべきではない。本来多様であるべき大学における教育研究活動に対する多面的な評価の視点を奪い、大学における多種多様な研究を簡単な数値で単純に評価することが可能であるという誤解を生み出すことになることを強く懸念する。・・・・・・・・ 1 3
- 44 研究業績の判定結果は、個々の大学構成員に直接フィードバックされることによってはじめてそれぞれの研究者の研究活動の改善に役立つと考える。・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3

## その他

### 【全般的な事項】

- 45 全体を総括する評価（総合的評価）を行ってほしい。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- 46 今回の評価は、「大学・学部が設定した目的・目標に基づいて評価を行う」とされているが、評価結果は「目的・目標」の設定の仕方・記述方法により大きく変わる可能性がある。「目的・目標」の内容自体についても、大学等の個性や特色、設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件さらには将来計画等に照らして適正であるか否かのコメントを行う必要があるのではないかと。・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- 47 評価報告書に評価担当者名を公表し、評価の責任主体を明らかにしてほしい。・・・・・・・・ 1 4
- 48 評価結果の利用法について、積極的な提言を行うとともに、評価報告書が社会でどのように利用されるか追跡調査が必要である。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- 49 評価結果が将来の改善に結びつくような役割を効果的に持つためには、学内におけるそれなりのプロセスと検討時間が必要であるが、スケジュールにそのゆとりがなかった。特に、自己評価期間は、入試・卒業・入学・授業開始など大学の繁忙期と重なり、また、担当委員の交替時期でもあることから、年度をまたがないようにしてほしい。・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- 50 自ら立てた目的、目標および観点を基準にした機構の評価スタイルが、国立大学法人（仮称）のもとでの、資源配分に直結する評価の方法として維持できるかどうか、厳しい自己評価を下した結果として財政的に不利な扱いを受けることにならないか、大学としては公正・厳格かつ前向きな自己評価の実施を躊躇せざるを得なくなる恐れがあるので、『新しい「国立大学法人」像について』において『業務内容を見直す必要がある。』と明記されているが、その内容を被評価機関に説明すべきである。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
- 51 評価を専門に行うスタッフの拡大・充実が望まれる。また、対象機関の現職教官に評価委員を委嘱して、当該委員が片手間に評価を行うことは問題があるので、評価員は一定期間固定し、評価の公平性を保ってほしい。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5

52 大学と機構は緊張関係を保ちながら、評価システムの進化のために相互に努力することが肝要であるが、公正な評価を続けていくには、評価方法について、第三者の意見を取り入れて、常に改善していく仕組みが是非必要である。市場ベースや民間ベースの評価など複数の評価機関に評価を担当させ、それぞれの機関が行う評価自身を、第三者が評価するという仕組みを導入することや、機構による評価に対する大学側の反論を同時に公開し、どちらの主張が正しいかを評価結果を見る人が判断できる体制を確立することが必要である。

また、機構は、今回の試行について広く意見を求めるとともに、本格的なメタ評価を行い、その結果を基礎となる資料とともに公表していただきたい。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

## 今回の評価についての肯定的な意見と判断したもの

- a 新しい時代の要請に沿ったものと高く評価できる。今後ともそれぞれの大学の構成員の意識改革と大学の価値に対する社会の理解が一層進むような方向で積極的に進めてほしい。
- b 各大学が設定した目的及び目標に則して評価するという現在の方針は今後も維持してほしい。
- c 今回の評価は、「大学の明確かつ具体的な目的・目標の設定に役立てる」という意味では大いに役立った。
- d 評価結果は妥当であった。
- e 具体的な目的、目標を定め、それに対する達成度を、根拠となる資料・データに基づき、実証的に評価する試みからは学ぶべきことも多くあり、良い経験となった。また、この機会をとらえて大学として教育の満足度や教育に対する期待等に関するアンケート調査を、学生のみでなく卒業（修了）生や卒業（修了）生の受入先に対して行ったことは有益であった。

機構が行う大学評価は、大学及び大学共同利用機関（大学等）が競争的な環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、国立学校設置法に基づき、各大学等の教育研究水準の向上に資するため、その状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表することを使命としています。

この趣旨から、機構の実施する評価は、当該大学等の有する当該活動に関する目的（全体的意図）及び目標（具体的な課題）に即して行っています。目的及び目標は、各大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件さらには将来計画などを考慮して、明確かつ具体的な形で各大学等において整理し、設定されるもので、この評価における評価基準の役割を担っています。

さらに、機構の評価は、各大学等の実施する自己評価の分析を通じて行うもので、そこでの判断には根拠となる資料・データが必須のものとされます。

機構においては、目的及び目標に即しての、根拠資料・データに基づく評価を基本として、さらに有効かつ適切な評価方法の確立に向けて努力していく所存です。



# 平成13年度，14年度着手分の評価で改善を施しているもの

## 【全般的な事項】

- 1 過去5年間の活動から設定された目的・目標による達成度評価という今回の方法では，現在進行中の抜本的改組計画など，大学改革に関する各大学の取組のうち，最も本質的な部分が評価の対象から抜け落ちてしまうことになる。各大学の改革への取組，その実現に関する具体性などの点についても評価が及ぶべきである。

機構における評価は，各大学等の現在の活動状況について，自己評価期間を含む過去5年間の活動状況の分析を通じて，評価項目ごとに行うことを基本としています。従って，「現在進行中」の事柄については，当然，評価の対象に含まれていることとなりますので，「各大学の改革への取組」も，すでに実施しているものについては，それが目的及び目標に貢献するものかという視点からの評価対象になっています。

また，ご指摘のように実際の自己評価においては，現在の活動状況だけではなく，今後の改革課題・将来構想等の展望などを記述することが必要あるいは適切な場合もあることから，平成13年度着手分の評価については，各大学等の意見を任意に記述する機会を提供する観点から，「特記事項」を設け，機構においてもその特記事項に対して所見を付すことにしました。

- 2 今回の大学評価は，「大学の設定した目的・目標に沿った評価」であるというふれこみであったが，実際には，「目的・目標はかくあるべし」という機構側の評価であったと思われる。このような評価において「大学の独自性」をどのように評価されるのかが不透明である。機構の評価チームがどのような客観的かつ透明な評価基準のもとで各大学の自己評価書の評価しているかを明確に開示し，その基準に基づき評価をしてほしい。

機構の評価は大学等が設定する目的及び目標に即して，当該活動がその実現に貢献するものであるか，また，当該活動の結果がそれを達成しているかの視点で評価を行うものです。

従って，「大学の独自性」は，大学等が設定する目的及び目標に体现され，これは機構の評価の基本となるものです。

今回の評価では，一部に実際面での評価作業の手順などの不手際や趣旨の不徹底があったことは事実ですが，全体として，評価結果の確定においてはこの趣旨は貫徹できたと考えています。

なお，「客観的かつ透明な評価基準」の要請については，機構における評価のプロセスについて「評価実施手引書」等により公表しており，さらに実際の評価作業のプロセス等をより明確にするため，平成13年度着手分の評価については，評価の具体的な手順，作業内容等をまとめた「評価作業マニュアル」を作成し，評価担当者の研修等を通じて周知徹底を図る努力をしました。

また，分野別研究評価については，「研究活動の学問的内容及び水準等の判定の方法及び手順について」として，判定方法等の補足充実を図るとともに新たに判定の手順について再整理し，対象機関に示しました。

- 3 目的・目標（全学テーマ別評価における「とらえ方」）の整理が難しかった。  
実施要項の説明文が難解であり，もっと平易な表現法を工夫してほしい。また，「自己評価実施要項」と「評価実施手引書」とに重複した内容の記述が多く，両者の関係がわかりにくい。

平成13年度着手分の評価における自己評価実施要項では，説明文の平易化に心がけましたが，まだ十分なものとは言えないと認識しています。また，単なる平易化は，内容面の正確性の必要から困難な面があり，説明文の明確性と具体性の課題として受け止め，努力してまいります。

なお，評価実施手引書は機構の評価担当者が使用するもので，自己評価実施要項との間で当然内容的な重複はありますが，各大学等での自己評価に直接必要なものではありません。

4 自己評価書の作成に膨大な時間と労力を要するので、提出する根拠資料を重要と思われる資料に精選したり、共通的なことはある程度マニュアル化して、チェック項目を設けそれに回答すればよい形式にするなど、評価方法や実施方法について標準化簡便化に向け更なる工夫を願いたい。

平成13年度着手の自己評価実施要項においては、目的及び目標の設定に資するため、設定の意義、視点、留意事項等を加えるとともに、各評価項目で何を評価するのかを「要素」として示し、「要素」ごとに自己評価を実施すること等について、分かりやすく記述したほか、自己評価書の形式の一層の様式化を図り、さらに記述例を加えるなど工夫を行っています。

また、「評価の観点例及び根拠となるデータ等例」として、一般的あるいは場合によって想定できるものを例示として添付するなど、自己評価を行う際の便宜を図るための努力をしました。

5 追加資料を求める際の基準や理由を明らかにするとともに、評価に当たっては、具体的にどの資料に基づき評価したのか示すべきである。

機構においては、原則として、各大学等から提出される自己評価書（根拠資料等を含む）に基づき評価を行います。大学等の自己評価で根拠とした資料・データでは不足すると判断された場合は、別途追加的に資料・データ等を求める場合があります。

これは、各大学等の当該活動の状況や自己評価結果などに応じて、それぞれ判断されることとなりますので、一定の基準を設けることは困難ですが、追加資料等を求める際は、必要とする理由等を明らかにした上で、各大学等をお願いすることとしています。

平成13年度着手分の評価結果は、観点ごとの評価で得られた分析結果を基に、当該活動等の状況と根拠・理由を示す形で、原則として「要素」ごとに記述することとしており、評価担当者に対しては、研修等を通じて共通理解を図ってまいります。

6 ヒアリングにおいては、質問事項が評価者の関心のある事柄に集中する傾向があったり、改善の余地があると記述した部分についての質問が多く、評価されるべき活動等に関してはほとんど聞き取りがなかったため、ヒアリングに先立ち、評価内容の概要の「案」を大学側に示しておき、ヒアリング結果を反映させた「改定版」をその場で提示し、それをもとに意見聴取をするようにしてほしい。また、ヒアリング時の内容が評価結果に十分に反映されたかどうか疑問が残るので、評価結果概要について大学等が相談する時間が欲しい。

平成13年度着手分においては、ヒアリングにおける確認事項及び書面調査段階の評価案を、当該大学等のヒアリング実施日の2週間前までに各大学等に事前に送付し、全学テーマにおいては確認事項に対する回答をヒアリング実施日までに提出していただいた上でヒアリングを実施することとしているなど、効率的、効果的なヒアリングの実施に向け改善に努めています。

7 評価結果が4段階で示されることにより、4段階の水準のみに基づく大学間比較が行われる傾向が強く表れている。また、平成12年度着手分での4区分では、評価しづらいのではないかと思える。

評価結果は、観点ごとの評価結果等を総合的に判断し、記述式によるものを基本としつつ社会に分かりやすく示す必要性から、評価項目ごとに各大学等の目的及び目標に照らした貢献の程度等を記述しているものです。

また、水準の表記方法等については、平成13年度着手の評価において、中位の水準をより適切に表現する視点から、その定型表現を4種類から5種類に変更しました。

8 機構の評価結果は大学等の自己評価の記述をそのままなぞる追認形が多いが、自己評価の追認が多くなると、「目標を低く設定し、達成度の自己評価を高くした方が得である」ということになるので、機構側はもう少し独自の判断を加えるべきではなかったか。  
他方、目的・目標に即してその達成度を評価する形式にもかかわらず、評価員の基準(独断)によって一面的な評価がされていると思える評価結果がある。評価員の間で評価の基準・方法等についての共通認識が十分でないのではないかと。

機構の評価は、各大学等から提出された自己評価書の分析等を通じて行っていますが、各大学等の自己評価結果が、目的及び目標や根拠資料等に照らして妥当であると判断されれば、その自己評価結果と同様の形で機構の評価として記述される場合もあります。しかし、このような意見が寄せられたことも踏まえて、平成13年度着手においては、各評価担当者が機構の評価の内容・方法等について十分に理解し、共通認識の下で専門的、客観的な判断に立った信頼性の高い評価が実施できるよう大学評価委員会において研修の実施方針を取り決め、6、7月に各専門委員会等を単位として、実際の評価作業に応じたシミュレーションや平成12年度着手の評価の経験を踏まえたケーススタディなど様々な方法により研修等を実施しました。

9 各項目の水準の状況を表にして示す等の公表の方法は相対評価と誤解される問題があるので、公表の際には、今回の評価が目的・目標に対して「達成している、改善の余地もある、改善の必要がある、大幅な改善の必要がある」を指摘したものであるとの評価の趣旨について、特に報道のあり方については周知徹底願いたい。

評価結果の公表にあたっては、評価項目の水準については、当該大学等の設定した目的及び目標を基準としたものであり、異なる目的及び目標を持つ大学間の比較に用いることはできない性格のものであることに注意を要する旨を明記するなど、評価結果についての趣旨説明について細心の注意を払ったところであります。今後とも、評価結果が大学等や社会に適切に理解をしていただけるよう、機構の評価の趣旨について十分な説明を行うなど、その方法等について工夫を図ってまいります。

## 【全学テーマ別評価に関する事項】

10 同一年度で複数のテーマ評価は負担が大きいので、毎年度1テーマにするべき。

今年度は、平成13年度着手の新規分の「研究活動面における社会との連携及び協力」、平成12年度着手の継続分の「教養教育」の2テーマの評価を実施していますが、平成12年度着手の「教育サービス面における社会貢献」の評価の経験を踏まえ、大学等の負担を軽減する観点から平成14年度着手では1テーマで実施する予定です。

11 目的及び目標の達成状況の項目の評価は、たとえば講座の聴講定員の充足率の観点など、取組そのものに対する評価が中心となっており、目的及び目標に即したものとなっていない。

平成12年度着手の「教育サービス面における社会貢献」の評価における「目的及び目標の達成状況」では、個々の取組や活動の実績等の状況について、「目的及び目標に沿ったサービス享受者が得られているか」、「目的及び目標に沿った成果がどの程度達成されているか」などの観点から評価を実施しました。

「定員の充足率」についても、主として各大学等が設定したアウトプットの目標に照らして、それを達成するために各講座が予定の対象者を獲得しているかを見るための根拠として扱ったものですが、それが一人歩きをしているような印象を与えたという点は、今後留意すべき点であると認識しています。

平成13年度着手の評価では、このような経験を踏まえ、全学テーマ別評価「研究活動面における社会との連携及び協力」では、取組と達成状況の関係について、「研究活動面における社会との連携及び協力の取組」（取組や活動及びそれを実施するための体制を評価）及び「取組の実績と効果」（取組や活動の結果から判断して、実績や効果がどの程度挙げたかを評価）として区分を明確にし、それぞれを評価項目として設定した上で評価を行うこととしています。

## 【分野別教育評価に関する事項】

12 「教育目的及び目標」の設定において、目的と目標の区別が不明確な点があった。

平成13年度着手の自己評価実施要項において、教育目的及び目標の設定の意義やその際の視点、記述に当たっての留意事項についてなどの具体的な説明を追加し、できるだけ分かりやすくなるよう記述を工夫しましたが、今後ともより分かりやすい記述方法等について検討を続ける所存です。

13 平成11、12年度に大学院の整備（重点化）を行っており、今回の自己評価書には、重点化の際に再検討した教育目的・目標や教育内容・方法等を掲げたが、目的等は重点化後のもの、資料は重点化の前と後となり、用いた資料と、目的や教育内容等と必ずしも整合性がとれず、自己評価を行う際に苦慮した。

機構の実施する評価では、大学等の設定する「目的」及び「目標」に即して現在の教育活動等の状況について、原則として過去5年間の状況の分析を通じて自己評価を行うこととなります。したがって、ご意見のような場合には、必ずしも、重点化前の全ての取組や活動の内容等についての資料を用いる必要はなく、現在の教育活動等を自己評価する上で必要な資料を適切に判断して用いることとなります。この趣旨をより明確にするため、平成13年度着手の自己評価実施要項の観点ごとの自己評価の方法において、分析期間に関する記述を盛り込み、各大学における自己評価がより円滑に行われるよう記述の充実を図りました。

14 評価項目「学生に対する支援」では、学習面以外に、生活面などは、全学的な取組もあり、学部・研究科に対する評価としては馴染まない点があった。また、これらの全学的な取組や、全学のセンターや他学部の協力を得て実施していることで教育上重要なことについて、自己評価書内での位置付けをどうすべきか不明確であったために、記載しなかったことも多い。今後は、このような事柄の位置付けを明確にして、被評価機関に伝えて欲しい。

平成12年度着手では、経済的支援、就職支援などの取組を含めた学生生活全般に関する支援内容を評価項目「学生に対する支援」で対象としていましたが、内容が広範囲にわたることなどから、平成13年度着手においては、「学習に対する支援」として、その内容を精選しました。

なお、他学部の協力を得て実施していることなどについては、当該学部の教育活動等との関連から自己評価することが考えられます。

15 項目別評価の各項目の評価の観点に、「2)教育内容面での取組」と「3)教育方法及び成績評価面での取組」のように一部重複が見られ、それぞれについて記述のポイントを絞りにくい面があった。

両項目は密接に関連していますが、「教育内容面での取組」では、教育課程の編成及び授業の内容を、「教育方法及び成績評価面での取組」では、教育方法が教育課程等の特性にどの程度合致しているのかを、教育目的及び目標に照らしてそれぞれ評価することとしています。また、施設・設備についても、それぞれの項目において、整備の面、活用の面から評価することとしています。これらのことをより明確にするため、平成13年度着手の自己評価実施要項においては、新たに各評価項目において何を評価するのかを示す「要素」を設定するとともに、評価の観点例についても、項目間の重複を避け、各項目での評価の観点がより明確になるよう簡潔な表記を用いて整理し、自己評価実施要項の参考資料として掲載しています。このほか、教員体制の整備・活用については、平成12年度着手では、複数の評価項目でそれぞれの視点から評価しましたが、平成13年度着手では、新たに「教育の実施体制」の評価項目を設け、その中でまとめて評価することにしました。

16 わずか2日間の訪問調査で、しかも数人の評価委員で、十分に自己評価を修正できるまでの正確な評価ができるのか疑問が残る。現状の日数で行うとすれば、もっと焦点を絞る必要がある。卒業生への面接に関して、機構から定められた日時は、平日の午後であったが、卒業生(大学院生を除く)は、それぞれに職業を持っており、指定された時間帯に来学してもらうことには、多大なる無理がある。例えば土曜日、夕刻以降等に設定するなどの工夫を望みたい。また、細分化された各論部分に関する討論が多く、大学改革の展望等根幹部分に触れる討論が少なかった印象を受けた。

今回は初めての評価ということもあり、訪問調査の実施に当たっては調査内容等の通知、調査内容や日程等について、十分な対応が行えなかった状況がありました。平成13年度着手においては、これらのご意見を踏まえ、少なくとも訪問調査の2週間前までに調査内容等(書面調査段階の評価案の概要を含む)を通知できるよう評価チーム会議の運営等についても十分配慮するとともに、調査日程や調査対象、訪問調査に当たる専門委員の人数等についても、各専門委員会において十分検討し、調査が円滑かつ効率的に実施できるよう努めてまいります。

また、卒業生(社会人)に対する面接調査の実施時間帯等の配慮についても、ご指摘の点を踏まえ、十分大学と協議を進めつつ実施する予定です。

## 【分野別研究評価に関する事項】

17 自己評価書の作成方法について、評価の観点、記載内容、分量等に関する明確な指示がなかったため、自己評価書の記載方法に差が出た。

平成13年度着手分の自己評価実施要項では、各評価項目において何を評価するのかを明確にするため、評価項目ごとに「要素」を示すとともに、利便性を考慮して「評価の観点例及び根拠となるデータ等例」を参考資料として添付するなどの改善を図りました。

18 教官個人としての評価と、研究グループとしての評価が同時に行われるが、2重評価はどのような意味を持つかやや疑問である。

提出された教員個人の研究業績と研究グループの研究業績とに重複が見られたことなどから、平成13年度着手分では、研究グループの研究業績についての判定は行わないこととし、教員個人の研究業績についての判定のみを行うことにしました。

19 研究水準に係る「卓越」、「優秀」、研究活動の独創性等に係る「極めて高い」、「高い」等、自己判定の基準が全く不明瞭であった。

また、機構において行う判定において、領域間で評価基準が統一できていないため、「卓越」、「優秀」等の評価が常識的な範囲を超えて大きくばらついており、評価の妥当性に疑義を与える。数値が不完全な根拠のまま公表され、結果的に数値のみが一人歩きするのは、正常な学術の発展を妨げると危惧するので評価に先立ち、予め評価方法・基準を公表すべきである。

平成12年度着手分では、「個人別研究活動判定票」において、各教員が自ら、卓越、優秀などの水準についても自己判定することを求めていましたが、あらかじめ具体的な判定基準を示していないことや機構における判定との関連が明瞭でないことから、13年度着手分では、このような自己判定は求めないこととし、研究業績が研究内容面や社会的効果の面でどの事項に該当するか、さらに、研究業績の特色や強調点などを記述の上提出をお願いしました。

平成13年度着手分については、自己評価実施要項において、「研究活動の学問的内容及び水準等の判定について」として、機構が行う判定の基本的な考え方などを既に示しているところです。

また、判定基準の明確化や透明性の確保を求めるとご意見も寄せられていることから、各専門委員会において検討した結果、判定の手順を明確にして透明性を確保することが重要であるとの結論に達し、既に示している判定方法等の補足充実を図るとともに、新たに判定の手順の項を加えた「研究活動の学問的内容及び水準等の判定の方法及び手順について」として再整理し、対象機関に示しました。

20 研究活動判定票の作成に当たり、統一性を欠いた。評価対象業績とその根拠資料の種類と範囲を明文化すべきである。

平成13年度着手分の自己評価実施要項において、対象となる研究活動業績の範囲や根拠となる資料の例示を示すなど、研究活動判定票への記載方法についての見直しを図りました。平成14年度着手分についても、研究活動判定票の様式などについて更に検討を続けてまいります。

21 評価結果は、機構が設定した領域単位に示されており、組織（学科）としてまとまった評価がなされていない。

研究業績の判定結果は、原則として対象組織の全体及び機構が設定した領域ごとに明らかにすることとしています。対象組織の構成等により、領域単位で示すのが適切なのか、あるいは学科・専攻単位で示すのが適切なのかについては、今後更に検討を続けてまいります。

22 「卓越」、「優秀」等が全研究者の割合で示されているが、全研究者の構成（教授何名、助教授、助手何名）が評価結果に書かれていないのは公平性に欠ける。若い助手が多い分野はそれだけ、「卓越」等の割合が減少するのは当然である。

判定結果の記述に際して、現状では、領域ごとの教員数を示した上で判定段階ごとの割合を示していますが、ご意見も踏まえ、教員の構成まで示す方向で今後検討していきたいと考えています。

23 社会貢献の捉え方(範囲など)を明瞭にすることが重要である。

平成12年度着手分では、教員の社会的活動そのものを評価するものとの誤解が生じたことから、平成13年度着手分では、教員の研究成果が、社会・経済・文化にどのように具体的に役立てられたかという視点での評価であることを明確にし、誤解が生じないように、評価項目の名称も「研究の社会(社会・経済・文化)的効果」としました。

24 各評価項目間で重複を避け、真に必要な評価項目に厳選すべきである。

機構の評価は、大学等における研究活動の状況を適切に評価するために、複数の評価項目を設定して、多面的な評価を実施しているところです。また、平成13年度着手の評価では各評価項目において何を評価するのかを「要素」として明確に示すなどして、評価項目間の評価内容の重複を避ける工夫もしました。

25 教育と研究は密接に関連しているので、教育評価と研究評価は一体的に実施すべきである。

機構の評価では、評価の多面性を確保する趣旨から、国立学校設置法施行規則の規定に従い、全学的課題をテーマとする「全学テーマ別評価」、学部・研究科等を単位とする「分野別教育評価」及び「分野別研究評価」の3区分を設けており、機構としては教育評価と研究評価の区分は堅持すべき立場にあります。

「教育評価と研究評価を一体的に」というのは、そのそれぞれを同時に実施すべきとの意味と思われませんが、それ自体は制度的には可能です。しかし、現在は試行的実施期間として限られた数の対象に対して実施しており、対象組織の負担への配慮もあって、今回及び平成13年度着手においては同時実施は行われておりません。ただし、平成14年度着手の「総合科学・特定領域」では、同時実施の試みを予定しています。

26 自然科学研究科においては、理・工・農系の同一専攻への乗り入れが多く行われており、一部の専攻を「理学系」として評価を行うことにはかなり無理が感じられた。学際性や総合性を理念に掲げて設置された新しい大学院研究科に適した評価体制の構築等、適切な措置をお願いしたい。

総合性や学際性を理念に掲げている研究科に対応した評価については、平成14年度着手において、「総合科学」の分野について実施することとしており、実施に際しては、こうした学際性や総合性を考慮した評価体制・方法等を具体的に検討する予定です。

## 評価の内容・方法等についてより明確な説明が必要と判断したもの

### 【全般的な事項】

27 機構の評価は、目標の設定自体について枠を設けており、結果として画一的、形式的な評価に傾きやすい。評価基準を多元的にしたりするなどして、各大学あるいは部局毎の教育研究活動の特徴・特色を助長するよう配慮すべきである。また、単科大学・総合大学の一律評価は大学の画一化を招くのではないか。  
大学の多様性、自主性を活かすため、取組の姿勢や独創性・発展性などを重視した評価を行うなど評価方法を検討してほしい。

機構においては、各大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、各大学等において整理された目的及び目標に即して評価を行うことを基本とし、各大学等における多様な教育研究活動の状況を適切に評価するため、複数の評価項目を設定した上で、その評価項目ごとに設定される観点に基づいて多面的に評価を行っており、取組の姿勢や独創性・発展性等についても考慮しています。  
今後も、各大学等の教育研究活動の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を一層支援・促進していけるよう、評価方法の改善に努めます。

28 各大学の歴史的経緯もあり、教官数、施設等といった大学間の資源の差も評価に当たって考慮すべきではないか。

機構の実施する評価は、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件さらには将来計画などを考慮して、各大学等で整理された「目的」及び「目標」に即して行うこととしています。

各大学等においては、大学等の特徴が現れるよう現況及び沿革等については、自己評価書の「対象機関の現況及び特徴」(全学テーマ別評価においては「対象機関の概要」)で記述していただきます。更に、これらを考慮することにより、明確かつ具体的な「目的」及び「目標」を記述していただくこととなります。

機構は、その「目的」及び「目標」に即した評価を実施いたしますので、大学間の資源の差等の現況に応じた評価となります。

29 大学が厳しく自己評価し、問題点を指摘した場合には、それがそのまま機構の評価で問題点として取り上げられ、低い評価につながった事例があり、大学が目的・目標を意欲的に高く掲げることで評価が相対的に低くなるとすれば、各大学とも達成可能な目標を設定することとなり、大学運営の消極化を招くのではないか。

機構の評価における目的及び目標は、新たに設定するという性格のものではなく、各大学等で既に行っている意図や課題を整理するものですので、各大学等において目的及び目標を意図的に操作するということは、その趣旨からみて想定されないものと考えています。

また、各大学等の自己評価については、目的及び目標や根拠資料等に照らして妥当であると判断されれば、その自己評価結果と同様の形で機構の評価として記述される場合もあります。

平成13年度着手においては、各評価担当者が機構の評価の内容・方法等について十分に理解し、共通認識の下で専門的、客観的な判断に立ったより信頼性の高い評価が実施できるよう研修等の充実に努めてまいります。

30 評価チーム間の観点の統一が見られないので、今回のような評価を今後も継続するのであれば、大学間の比較が可能となるように一定の基準項目を設定すべきである。

機構においては、各大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、各大学等において整理された目的及び目標に即して評価を行うことを基本とし、各大学等における多様な教育研究活動の状況を適切に評価するため、複数の評価項目を設定した上で、その評価項目ごとに設定される観点に基づいて多面的に評価を行っています。機構の評価の観点は、活動状況をどのような面で見れば目的及び目標の貢献度や達成度を評価できるかとの視点で、対象機関ごとの目的及び目標に基づいて適切に設定することとなりますので、大学間の比較を意図するものではありません。



31 「評価結果への意見申立」は、事実の誤認の場合だけでなく、見解の相違がある場合にも、申立を受け付けるように要望するとともに一度だけではなく、再度の申立制度や複数回やりとりができるようにしてほしい。  
評価結果に納得しないままに最終的な公表が行われることとなった。評価の過程にさかのぼって評価の公正性について見直すとともに、「意見の申し立て」の制度自体も再検討をしていただきたい。

機構としては、意見申立の方法のみにとられず、評価結果を確定するまでのプロセスにおいて、大学等と十分な共通理解の下に評価活動を行うことが重要であると考えています。

そのために平成13年度着手の全学テーマ等においては、ヒアリング等において事前に書面調査段階の評価案を示すなどの方法により、ヒアリング当日に大学等の意見等を十分に聴取するなどのプロセスを経て意見申立の円滑な実施に資することとしています。

一方、意見申立は評価結果についてその事実関係から正確性を欠くなどの意見がある場合としており、見解の相違についても対象としていますが、今後、ご意見を踏まえ、意見申立の趣旨をさらに明確にしていきたいと考えています。

32 評価結果及び意見申し立てに関わる部分で、評価される側の作成した自己評価書について言及されて使われているにも関わらず、自己評価書自体は報告書に含まれていない。評価結果の妥当性を一般にも明らかにするために、各大学等の目的・目標を引用しつつ評価結果を記述するとともに報告書の構成を、自己評価書、機構による評価結果及び評価結果に対する評価される側の回答、という構成にされることが望ましい。

機構の評価は、各大学等から提出された自己評価書の分析等を通じて行うことになっており、評価全体においては、自己評価の結果は重要な位置付けとなります。

このことから、機構の評価結果の公表に際して、各大学等の自己評価結果を併せて明らかにすることは、社会への適切な理解を求める観点からは一定の意義があると考えられますが、他方、各大学等の考え方にも十分配慮する必要があるため、これらを踏まえて今後検討してまいります。

33 評価委員の人選の基準が見えないので、評価委員の選出法など評価の実施に関する事項の情報開示を行うべきである。

機構においては、大学評価について、常によりよいシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることなどから、評価に関して保有する情報は、可能な限り適切な方法により大学等や社会に提供することとしています。

専門委員及び評価員の選考については、大学評価委員会において選考方針等を決定した上で関係団体等に推薦を求め、その推薦に基づき選考を実施しており、そのプロセスや選考方針はこれまでも可能な限り関係団体等には開示してきました。

今後とも、積極的な情報開示に努めたいと考えています。

## 【全学テーマ別評価に関する事項】

34 評価対象の可能性があっても、各部局独自のものであったり、個人による取組が多いため、弾力的に対象となる取組・活動を設定できるようにしてほしい。

全学テーマ別評価の対象となる活動は、全学的（全機関的）なレベルで行われている活動のみを対象とするものではなく、部局独自の取組や個人レベルの活動であっても全学的（全機関的）方針に沿った活動であるとの位置付けがなされていれば対象となり得ます。各大学等においては、学内で行われている諸活動の状況を十分に把握した上で、対象となる活動の設定を行う必要があります。

35 附属図書館の一般市民開放や公開講座など、全ての大学が共通で行っている取組が、目的及び目標に掲げられていなければ評価の対象とならなくなることは問題である。

機構の評価は、各大学等における当該テーマのとらえ方や目的及び目標に基づいて整理された活動を対象として評価を行います。

したがって、各大学等が共通的に実施されていると思われる活動であっても大学の目的及び目標等によっては対象として取り上げない活動もあり得ます。

36 タイプの異なる全ての大学等に画一的にテーマを適用することは無理がある。

全学テーマ別評価の対象となるテーマは、教育活動や研究活動のみならず、全学的な大学運営や社会貢献活動など、大学等の諸活動の多様な側面について、個別の学部や研究科等の課題にとどまらない、大学等の全学的（全機関的）な課題としています。

各年度に着手するテーマは、大学改革の動向、社会の要請及び大学等における自己点検・評価の進捗状況などを勘案して、大学等の設置形態や規模等に関わらず、各大学等が共通的に有している課題を対象として設定することとしています。

37 「全学」のとらえ方について、評価の過程において変更されると公正な評価はできない。

全学テーマ別評価においては、原則として、全学的（全機関的）組織での活動及び全学的（全機関的）な方針の下での活動を対象としていますが、必ずしも「全学的」な観点のみにより評価を行うものではなく、部局単位の取組や個人レベルの活動等があれば、それに応じた観点による評価を行うこととなります。

この考え方は、評価の過程においても一貫しており、機構としても評価者に対して研修等を通じて十分な共通理解を図るよう努めてまいります。

## 【分野別教育評価に関する事項】

38 教育プロセスは、数量的な評価資料としての具体化が困難である。数量的な評価資料によることが困難な教育プロセスへの配慮を十分に行わないと、教育評価が医学教育の画一化、職業教育を進めることになりかねない。

機構の実施する評価は、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件さらには将来計画などを考慮して、各大学が設定した目的及び目標に即して評価を行うこととしており、数量的な評価資料のみに基づくものではありません。これらについては、平成13年度着手においても評価担当者の共通理解を図るための研修の充実を図るなどの方策を講じつつ、十分考慮しながら評価作業を進めていきたいと考えています。

39 教育の成果の達成状況は、分野にもよるが5年程度の短期間で計れない部分もあり、今後の検討をお願いしたい。

「教育の達成状況」については、単位取得、進級、卒業（修了）及び資格取得などの各段階における学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況、並びに進学や就職などの卒業（修了）後の進路の状況などを1つの視点として評価しています。各大学で自己評価を行う際には、上記のほか、必要に応じて大学が独自に工夫した指標の活用や観点によっては必ずしも5年間に限らない中・長期的な視点から卒業生のアンケートや就職先のアンケート調査を活用するなど、各大学で行われている多様な取組を独自の観点として設定し、自己評価することが考えられます。

## 【分野別研究評価に関する事項】

40 特徴的な研究に対する評価、研究の質に関する評価がなされていない。今後の活性化に繋がるような評価が必要である。卓越した研究者の割合が多い少ないだけでなく、大学としてのユニークさが世界レベルで発揮されているかどうか等も評価してほしい。

研究内容及び水準の評価項目においては、教員の研究業績の判定結果を明らかにした上で、現在の研究活動の状況が、目的及び目標に照らして、どのような点が優れているかなどについての評価を実施しています。その中で、特徴的な研究などについても記述しており、数値のみで単純に評価するものではありません。

41 評価の対象は領域によらず過去5年間の研究となっているが、寿命が長い研究も少なくない。研究業績の評価方法については研究領域ごとの特性を考慮した上で行うことが必要である。

機構による研究水準等の判定は、過去5年間の研究業績を対象としていますが、これは機構の実施する評価全体について共通するものです。ただし、研究水準等の判定は、関連分野の専門家による質を重視した評価となっていますので、成果が挙がるまでの年数が異なる等の分野や領域ごとの特性についても配慮した上で判定が実施されています。

42 教育・研究基盤が異なる外国を基準に評価するのはいかがなものか。

研究業績の判定は、国際的な視点を踏まえて行うことになっていますが、これは、学問の各領域で内容的に世界の水準を見て判断することを意味したもので、対象となる分野・領域の特性を踏まえつつ、各専門委員会等において判断しており、必ずしも外国を基準に評価を行っているわけではありません。

43 大学全体のアクティビティーの高低を「卓越」、「優秀」等の人数の割合で計ることは問題があるので、数値評価の結果を公表するべきではない。本来多様であるべき大学における教育研究活動に対する多面的な評価の視点を奪い、大学における多種多様な研究を簡単な数値で単純に評価することが可能であるという誤解を生み出すことになることを強く懸念する。

機構の評価は、大学等の教育研究活動の改善に役立てることを目的としているとともに、当該教育研究活動の状況や成果を評価結果を通じて社会に分かりやすく示す使命も課されています。このことから、評価結果は、記述式によるものを基本としつつ、社会に分かりやすく示すため研究業績の判定結果の数値についても公表しているものです。

44 研究業績の判定結果は、個々の大学構成員に直接フィードバックされることによってはじめてそれぞれの研究者の研究活動の改善に役立つと考える。

教員の研究業績の判定は、教員個々人の研究業績の学問的内容及び水準等を判定すること自体を目的としているものではなく、組織としての評価を実施する上での根拠となるデータを得ることにあります。したがって、教員個人ごとの研究業績の判定結果は、一般に公表したり、個人にフィードバックすることは考えていません。

## その他

### 【全般的な事項】

45 全体を総括する評価（総合的評価）を行ってほしい。

大学等の諸活動を多面的に評価する必要性から、評価項目ごとの評価を実施しているところであり、そのことから、目的及び目標に即した水準を含むという趣旨での総括的な評価は行わないこととしています。

46 今回の評価は、「大学・学部が設定した目的・目標に基づいて評価を行う」とされているが、評価結果は「目的・目標」の設定の仕方・記述方法により大きく変わる可能性がある。「目的・目標」の内容自体についても、大学等の個性や特色、設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件さらには将来計画等に照らして適正であるか否かのコメントを行う必要があるのではないか。

機構では、各大学等の教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進していくため、各大学等の設定する目的及び目標に即して評価を実施することとしています。そのため、各大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、各大学等で設定した目的及び目標そのものの評価はしないこととしています。

47 評価報告書に評価担当者名を公表し、評価の責任主体を明らかにしてほしい。

機構は、評価の透明性を高める観点から、評価を担当する委員の氏名・現職は専門委員会委員等として公表しています。また、各大学等の評価結果等については、大学評価委員会等の審議を経て機構がとりまとめるものであり、機構として責任を負うものですので、個々の評価者の氏名を担当する各大学等ごとに公表することは適切ではないと考えます。

48 評価結果の利用法について、積極的な提言を行うとともに、評価報告書が社会でどのように利用されるか追跡調査が必要である。

評価結果の利用法についての積極的な提言を行うことについては、その利用法について特定方向に誘導する恐れがあること等から慎重に検討する必要があると考えています。

また、評価報告書が社会でどのように利用されるかの追跡調査については、現在、機構の評価は試行的実施期間中であり、その状況を踏まえ評価活動の定着を待って検討していきたいと考えています。

49 評価結果が将来の改善に結びつくような役割を効果的に持つためには、学内におけるそれなりのプロセスと検討時間が必要であるが、スケジュールにそのゆとりがなかった。特に、自己評価期間は、入試・卒業・入学・授業開始など大学の繁忙期と重なり、また、担当委員の交替時期でもあることから、年度をまたがないようにしてほしい。

機構における評価期間と大学等での自己評価期間を勘案し、全体の評価スケジュールを検討する必要がありますが、他方、機構の評価は試行的実施期間中であり、その状況を踏まえ評価活動の定着を待って検討していきたいと考えています。

50 自ら立てた目的、目標および観点を基準にした機構の評価スタイルが、国立大学法人（仮称）のもとでの、資源配分に直結する評価の方法として維持できるかどうか、厳しい自己評価を下した結果として財政的に不利な扱いを受けることにならないか、大学としては公正・厳格かつ前向きな自己評価の実施を躊躇せざるを得なくなる恐れがあるので、『新しい「国立大学法人」像について』において『業務内容を見直す必要がある。』と明記されているが、その内容を被評価機関に説明すべきである。

「新しい「国立大学法人」像について」（平成14年3月26日 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議）の報告では、国立大学法人の評価については、教育研究に関する事項に係る部分の評価を当機構に依頼するとされ、また、関連して機構の業務内容を見直す必要があるとされています。

今後、国立大学の法人化の動向等を踏まえ、大学関係者等のご意見を聴取しつつ、国立大学法人に対する評価のあり方について検討をしていく予定です。

51 評価を専門に行うスタッフの拡大・充実が望まれる。また、対象機関の現職教官に評価委員を委嘱して、当該委員が片手間に評価を行うことは問題があるので、評価員は一定期間固定し、評価の公平性を保ってほしい。

多数の評価担当者を専任化することは事実上困難と考えられ、スケジュールの整備や評価担当者に対する研修の充実等により、より高い質の評価を実施できるよう努めてまいります。

52 大学と機構は緊張関係を保ちながら、評価システムの進化のために相互に努力することが肝要であるが、公正な評価を続けていくには、評価方法について、第三者の意見を取り入れて、常に改善していく仕組みが是非必要である。市場ベースや民間ベースの評価など複数の評価機関に評価を担当させ、それぞれの機関が行う評価自身を、第三者が評価するという仕組みを導入することや、機構による評価に対する大学側の反論を同時に公開し、どちらの主張が正しいかを評価結果を見る人が判断できる体制を確立することが必要である。

また、機構は、今回の試行について広く意見を求めるとともに、本格的なメタ評価を行い、その結果を基礎となる資料とともに公表していただきたい。

機構は、社会と大学等の双方に開かれた組織であり、評価の経験と評価を通じた各大学等における自己改革の動向を踏まえつつ、常によりよい大学評価システムを求めていくことが重要であると考え、実施以前はもとより、実施以後においても、対象機関や関連団体等からの意見や問題点の指摘を求めるとともに、評価者の経験を集約する等により改善に向けた取組を行ってきたところです。一方、機構の行う評価については、平成14年度までを試行的実施期間と位置づけており、今回の評価を通じて明らかになった課題への対応については継続して検討してまいります。

また、試行的実施期間に行った評価方法等の在り方について評価を行うことについても、今後、その実施時期や方法等も含め検討していきたいと考えています。